

2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(1) 住宅取得等に係る措置

消費税率引上げによる住宅投資への影響の平準化・緩和策である住宅ローン減税の拡充等の措置及び東日本大震災の被災者に対する再建住宅の取得等に係る住宅ローン減税の拡充措置について、消費税率引上げ時期の変更を踏まえて、その対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。また、一般の住宅取得及び被災者の住宅再建に係る給付措置の对象期間についても平成31年6月30日まで1年半延長する。なお、住宅市場に係る対策については、一般の経済対策を含むこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。

3 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を行う。